

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)
酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり財政援助団体監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
補助金等の名称	団体名	所属部局		
酒田のまつり実行委員会 負担金	酒田の花火実行 委員会	地域創生部 交流観光課	6月5日～ 7月29日	6月28日

2 監査の範囲

令和5年度の補助金等に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

指摘事項

（１） 契約の履行確認について

酒田の花火実行委員会（以下「実行委員会」という。）では随意契約の方法で複数の業務委託契約を締結しているが、契約書に事業完了報告書の提出を明記しているにもかかわらず、事業完了報告書が未提出で、実行委員会の検査結果を確認できないものがあった。委託料の支払は事業完了報告書提出後、実行委員会の検査に合格した後に支払う契約内容であるが、検査を実施せずに支払が行われていた。

また、受託者が再委託する場合は、契約書では事前に書面で実行委員会の承認を得ることと明記しているにもかかわらず、未提出のまま事業が終了しているものがあった。

契約書にのっとり、適正に手続きを行うこと。

（２） 内部統制について

実行委員会で契約した業務委託に、具体的な業務内容が仕様書に示されていないなど、積算根拠が曖昧なまま契約を締結しているものがあった。また、精算額の根拠が不明確のまま増額の変更契約も締結していた。

契約伺などの一連の決裁手続は行われていたが、仕様書の内容や積算を十分に検証して契約したとは言い難い状況である。

このような状況から、実行委員会として内部統制が機能しているとは言えないため、速やかに体制を整えること。